



アメリカの公的年金制度

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
内間 洋子

1. はじめに

近頃、アメリカ連邦政府が運営する公的高齢年金（ソーシャルセキュリティ）、高齢医療保険等を提供する社会保障制度は、2034年に財政破綻するというニュースをよく目にします。これは、2023年以降、支払い額が徴収額を上回り、2022年末までに積立金の運用などで生み出した余剰分2.8兆ドルで補填したとしても、12年後には財源が枯渇するという予想によります。徴収額減の理由は、新型コロナウイルス感染症に端を発する、退職者数の予想外の増加、新規労働者数の伸び悩み、高齢化などが挙げられています。現状のままでは、毎年支払い額の80%しか徴収できない状態が続くとされ、共和党を中心に抜本的な制度改革が叫ばれており、次の大統領選挙戦でも重要な論点となりそうです。



2. アメリカの社会保障制度

アメリカ合衆国の社会保障制度は1935年に発足。それを機に、制度の運営を円滑かつ正確にするため、全国民及び合法的にアメリカ国内での就労資格を有する移民、その家族、学生、研修生に、一生涯一個人に一つだけ与えられる、ソーシャルセキュリティナンバーが発行されました。このナンバーは、雇用及び家や電気ガス水道の契約、納税、銀行口座やクレジットカードの開設時には必須で、多くの個人情報が含まれており、社会保障制度の財源となっている給与からの源泉徴収の管理に役立っています。

3. アメリカの年金制度①

アメリカには、日本のような国民年金制度は無く、公的年金制度としては、日本の厚生年金に相当する、ソーシャルセキュリティと呼ばれる年金（高齢、遺族、障害年金等含む）による一階建ての所得比例方式です。フルタイムかパートタイムかにかかわらず、すべての給与需給者及び自営業者の加入が義務となっています。

制度の仕組みは、毎給与支給時に、連邦、州、市町村税とともに、社会保障税を源泉徴収の形で国内歳入庁（IRS）に納税し、受給年齢に達した際にこれまでの給与額や受取時点のインフレ率などが加味された額を年金として受け取ります。社会保障税の税率は、雇用主と各社員が、年収（2023年は160,200ドルが上限）の6.2%ずつ合計12.4%、自営業者は、各自12.4%です。満額受給資格を得るには、生涯で最低40クレジット分の社会保障税を納める必要があり、所得金額1,640ドル毎に1クレジット取得することができるので、年収が最低6,560ドルあれば、10年でその条件を満たすことになります。高額所得者であっても一年に取得できるクレジット数は4クレジットと決められているので、10年かかります。

年金支給財源には、日本のような国庫負担はなく、年金への課税、また社会保障税と積立金をアメリカ国債と政府保証債で運用することで増やしています。

年金の支給年開始は1960年以降生まれの人は、67歳から満額を受け取ることができ、開始年は62歳まで前倒し（減額あり）または70歳まで先送り（増額あり）できます。

受給額は、支給年前の勤続期間のうち、最も給与の高かった10年の年収の平均額をもとに算出されます。例として、その平均が約10万ドルの人は、満額支給時（67歳）には月額約2,893ドル、70歳まで先送りした場合は約3,800ドル受け取ることができます。高額所得者の受給最高額は、67歳時で月額3,638ドル、70歳まで先送りした場合は概ね4,608ドルとなります。共働き夫婦の場合は、支給額の多い方の額の半額が、もう一方の支給額より少ない場合は、それぞれの支給額を個別に受け取ります。一方、支給額の多い方の半額が、もう一方の支給額より多い場合は、半額の方を選択し受け取ります。納税対象外の専業主婦（夫）は、67歳になった時点で、夫または妻の年金支給額の半額を受け取ることができます。働きながら受給満期年齢前に年金を受給し始めた場合は、年収額に比例した減額がありますが、受給満期年齢後は働き続けても減額は無く、生涯勤労意欲を削がないようになっています。

企業の海外駐在員のように、アメリカで働く日本人が増えるとともに、自国と就労先の国への年金保険料の二重払いが問題視されてきましたが、2005年に締結した日米社会保障協定により、その問題が解決されました。アメリカに就労中の日本人駐在員は、日本で厚生年金保険料を納付し続けることで、アメリカでの支払いは免除されています。その上、アメリカにて最低1年半以上就労した日本人は、年金受給年齢に達した際、日本での就労期間の8年半を足すことによって、10年就労、40クレジットというアメリカでの年金受給条件を満たすこととなり、アメリカ政府からもアメリカでの就労期間や所得額に応じた年金を受け取ることができるようになりました。



4. アメリカの年金制度②

公的年金支給額だけでは老後の生活には十分ではないため、一般の労働者に人気があるのは、「401k」と呼ばれる「確定拠出型企業年金制度」です。給与から一人当たり年間最高22,500ドル（50歳以下）、30,000ドル（50歳以上）拠出でき、雇用主からのマッチングもあり、源泉徴収された資金は投資会社によって運用されます。59歳半前に引き出すと10%の罰金が科せられますが、それ以降は税金のみの支払いになるので、普通は税率が低くなる退職後まで待ち、引き出します。

5. アメリカの年金制度③

また、公立小中高等学校、州立大学などの教育機関、病院、教会、聖職者、警察、慈善団体などの公務員及び非営利団体職員は、ソーシャルセキュリティに加えて「403(b)」という国内歳入庁（IRS）公認の独自の年金制度を持っています。州政府、群・市などが職員に提供する「457(f)」も同様で、「401k」と比べ、投資先の選択肢が少ないなどの欠点はありますが、いつ引き出しても罰金が掛からないなどの利点もあります。

6. おわりに

現在全米では、8,800万の労働者が「401k」プランへの参加の機会がありますが、6,600万人しか参加していません。そのうえ、老後の備えとして100,000ドル以上の貯蓄がある人は成人の14%で、78%の人は50,000ドル以下しかないのだそうです。そうになると、公的年金制度であるソーシャルセキュリティの存在は重要で、破綻は何としても避けなくてはなりません。連邦制のアメリカでは、州によって税金や福祉サービス、また物価に大きな違いがあります。老後はなるべく節税節約できる州に移住し賢く生活する人々も多くいます。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。
記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

長城メール

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
((株)人材情報センター内)
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp